## 第九章 行政相談委員

## 行政に関心を持つきっかけとなった行政懇談会

に選任された。これは、首長の推薦、 昭和五十四年、三十八歳のときに行政管理庁・行政相談員 行政管理庁長官の任命による非常勤の行政委員であり、 (現在の総務省・行政相談委員)

各町から一人選任される。

望・意見を申し述べ、国民の権利救済及び行政運営の改善を図ることである。この制度は、 マンが起こる前からある国の制度である。 を変えながら現在も脈々と続いている。昭和四十年代前半から盛んになってきた市民オンブズ 具体的な任務は、兵庫行政監察局 (当時) の指導・監督のもとに、 住民の国等への苦情・要

民の行政に対する苦情・要望・意見を、予め設定したテーマに沿って各種団体から意見等を事 催である。この懇談会は、毎年一回、 私は、行政相談委員を七年間務めたが、委員活動の一番の思い出は、 加東郡三町の当番制により持ち回りで開催していた。 加東郡行政懇談会の開 住

前に集約して、町長はじめ関係部署から助言と回答を引き出し、住みよいまちづくりに役立て

ちろん、この懇談会が成功していたのは、赤松普現委員 るべく計画されていた。 議員による議会活動とは異なり、 住民と行政が自由に討論し、有意義な懇談会であ (元社町長)、石田寿委員

二町によって共同設置された。従って、中国道滝野・社インターバス停の公衆便所は、 ジの公衆便所がある。この懇談会からの再々の要望が、社町、 という二人の実力者が委員におり、事前に行政当局に十分な根回しをされた功績が大きい。 この懇談会で採り上げられ、その後実現した施設に、中国自動車道・滝野社インターチェン 滝野町の両町長の理解を経て、 (東条町) 道路公

団の所有ではない。現在は、加東市が管理している。

脇に、 であるが、ついぞ実現しない。私は、依頼者に「貴方の要望は間違いなく伝えた。後は、 という要望が持ち込まれた。早速、役場の担当者と助役に伝えた。しかし、検討はされたよう 公衆便所といえば、こんなこともあった。当時、 あまり利用されていない公衆便所があった。これを近隣の住民の方から撤去して欲しい 神姫バス滝停留所から闘竜灘に通じる道路 迷惑

惑、 予算等々が考慮され、これが実現したのは数年後のことである。

私が滝野町監査委員就任によりこの職を辞すことになった五カ月前の昭和六

この懇談会は、

を被っている当事者として貴方が誠心誠意訴えなさい」と助言した。公益性の判断と私人の迷

105 第九章 行政相談委員

十一年十月に開催された「第八回加東郡行政懇談会」を以て終了し、 以後同じ形の懇談会は今

日まで開催されてい

ない。

者から行われた報告書が残っている。当時の委員は、 の三名であった。 最後の懇談会のテーマは「住環境における諸問題」であった。生活環境、 環境衛生、交通・道路、 教育環境と幅広い分野から要望・意見が出され、その回答が関係 社町 由中、 滝野町 -西村、 福祉問題、 東条町ー森 老人問

町長回答)」が記録に残っている。 べきか。中学校区毎に設置すべきか早い機会に実現を目指して三町間で検討を進めます(東条 ンターを設置されたい(東条町社協、 例をあげると、「老人を地域全体で支え、 社町住民会議提案)」に対して「三町として共同設置す 在宅ケアを可能にするため、 デイ・ サービスセ

のことである。 提案された住民の慧眼に今更ながら驚く。 デイ・サービスが介護保険において制度として採用され、 定着する十四年も前

中央省庁の対応の遅れ、後手後手の行政を見る思いがする。 住民の要望・苦情・意見は、常に、早くから、現場にある。 現場を知らずして政策立案する

から学んだことは数知れず多い。この行政相談委員の経験が、 三十八歳から四十五歳までの七年間、まちの実力者であり、年長者である行政の大先輩の方々 監査委員就任後大いに役立った

ことは言うまでもない。

次に、行政相談委員のときに書いた小論を掲載したい。

私憤・公憤 (行政相談通信五十五号 昭和六十年八月)

分野でもあるので、すぐに書類を作成して、公証人による定款の認証を受け、登記申請を知人 の目的として具体性を欠くので受付けられないという。他に補正は一切ない。 の司法書士に依頼したところ、定款の定める会社の目的中、「料理飲食店業」なる記載は会社 事業を会社形態に変更すること)の依頼を受けた。法人の設立は慣れた仕事であるし、得意な これは最近本当にあった話である。日頃から関与しているAさんから事業の法人成り (個人

を申し込んだがまるで埒があかない。 の目的として具体性を有すると記載されていることを引用して(登研三九二の一〇九)、再考 そこで私は自分の蔵書の中から新日本法規出版の、 商業登記総覧から、「飲食店業」は会社

第六十九集第三号、法務総合研究所刊、昭和五十五年、法務研究員、法務事務官、 町田弘文著 として具体性を欠くので、たとえば「食堂、 現在、法務局は会社の目的の記載については、昭和五十七年一月発行の「法務研究」報告書 (非公開)により判断している。この本によれば、「料理飲合店業」は会社の目的 喫茶の経営」等と変更すればよいという。 東京法務局

会社の目的のなかに「料理飲食店業」なる記載が既に認められたのはなぜかと聞けば、その時 れば自分の不勉強を認めて、さもありなんと納得もするのだが、そうではない。その上、 「法務研究」は五十七年一月発行であるので、私の別の関与先で五十七年十一月に設立したF 同じ登記関係の研究誌でも「登記研究」の記述ではダメだという。これが法令や通達等であ この

断で以前はよくても今回はダメだとか、他の法務局ではよかったのにこの法務局ではダメだと いう話はやまほどあるという。 の登記官であり、 前回この登記を受付けたのも、今回この登記は受付けられないと言っているのも偶然に 完全な自己矛盾に陥っている。つきつめて議論をしてみると、 登記官 の判 も同 はこの本をよく見ていなかったという。

本的統一基準が示されるべき必要性を痛感するのは私一人ではあるまい。情報公開の見地から に法人登記における類似商号の判断や、目的の具体性の判断基準について、 三審制をとる裁判所ならいざ知らず、登記という一般法務行政の分野におけるこの混乱、 是非改善されるよう熱望したい。 われわれ国民 だ基

思えたのは単なる私の私憤か、それとも公憤か、関係各方面のご賢察と改善方を心から願うも ふと正面入口で目についた「法務行政相談所」なる白い看板がいかにも白々しい空虚なものに 登記官と一時間余りの、非論理的で実りのない不毛の議論を終えて法務局の玄関を出るとき、

のである。

合法的には救済措置がないという。 ておきたい。 結果的に救済されたのには心からほっとした。このような恩情あるケースもあることを追記し に反する登記が行われてしまった。これは困った。法務局に事情説明して救済を求めたところ、 これも最近あった本当の話である。依頼人とのちょっとした連絡の行き違いから申請の意図 しかしながら、担当官の心あたたまる実務的指導により、

※会社が営もうとする事業のことを「目的」というが、適法性、営利性、 では、事前に法務局に相談してから定款に記載する文言を決め、登記申請が行われている。 て「この記載はよい」「この記載はだめ」という裁量行政が行われている。従って、 る。最近、かなり自由に記載できるようになってきたが、それでも法務局の担当者によっ 明確性が要求され 実務